

発議案第4号

集団的自衛権行使容認の撤回を求める意見書（案）

安倍首相は7月1日に臨時閣議において集団的自衛権の行使を容認する決定を行なった。このことは、これまで歴代政権が憲法上行使できないとしてきた「集団的自衛権の行使」、国連の安全保障に名を借りた「多国籍軍への参加」などに大きく踏み出す決意を世界各国に公言したことになる。

しかし、これは、戦後日本が憲法を中心に戦争しない国づくりを行ってきたことから全く逆の方向に転換することであり、憲法違反の集団的自衛権行使は容認できるものではない。

これまでの歴代政府は、集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利」であり、「憲法9条の下で許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきもので、集団的自衛権行使はその範囲を超えるものであって認められない」としてきた。

憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規性を奪い、政府への国民の信頼、ひいては戦後積み重ねてきた国際的な信頼をも失うものになる。

憲法によって権力者の行動を制約するという立憲主義の立場を否定することは決して許されるものではない。

政府においては、このような国のあり方を変える重大な問題については、もっと国民的な議論を深めるべきであり、解釈変更による集団的自衛権行使容認の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年7月10日

香 川 県 議 会